

確かめよう

# 富山県最低賃金



たしかめたん

富山県最低賃金（地域別最低賃金）は、年齢や雇用形態（パート・学生アルバイト等）にかかわらず、富山県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。

## 時間額 998円

（引上げ額 +50円）

### 【発効日】令和6年10月1日(火)

#### ★ 助成金のご案内 ★

厚生労働省では、最低賃金引上げにかかる中小企業・小規模事業者に対する支援策の一環として、事業場内で最も低い賃金を引き上げ、かつ、設備投資などを行った場合に、その費用の一部を助成する「**業務改善助成金**」等、様々な支援策を設けています。

また、富山県において、業務改善助成金の上乗せ補助として「**富山県賃上げサポート補助金**」が設けられています。是非御活用ください。

#### 【業務改善助成金】

○ 問い合わせ先

業務改善助成金コールセンター Tel：0120-366-440

○ 申請先

富山労働局 雇用環境・均等室 Tel：076-432-2728

住所：〒930-8509 富山市神通本町1-5-5



#### 【富山県賃上げサポート補助金】

○ 申請・問い合わせ先

富山県 商工労働部 労働政策課 Tel：076-444-8897

住所：〒930-8501 富山市新総曲輪1-7



#### 【キャリアアップ助成金】賃金規定等改定コース（業務改善助成金と併給できない場合があります。）

上記支援策とは別に有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に、引上率に応じて助成が受けられます。

○ 申請・問い合わせ先

富山労働局 助成金センター Tel：076-432-9172

住所：〒930-0008 富山市神通本町1-6-9

MIPSビル



★最低賃金に関するお問い合わせは、富山労働局賃金室(☎076-432-2735)又は県内の労働基準監督署へ